

生駒市議会規則第1号

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月9日

生駒市議会議長 中谷 尚敬

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則

生駒市議会事務局規則（平成2年3月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第12号中「臨時職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第10条第18号ア中「（賃金を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。